

板橋区子育て世帯住宅リフォーム支援事業 対象工事について

- 板橋区住宅リフォーム事業者登録制度^(※)の登録を受けた住宅リフォーム事業者が施工した工事に限ります。
- 対象となる工事は、①～⑳のいずれかに該当する工事です。

※①～⑳の工事に付帯して必要と認められる工事も含みます。

(※)住宅リフォーム事業者登録制度

住宅リフォーム工事等の注文をしようとする方々が、安心して住宅リフォーム事業者を選択することができるよう、区が住宅リフォーム事業者を登録名簿に登録し、住宅リフォーム工事等の請負実績などの情報を公開する制度です。登録事業者の一覧は区 HP から確認できます。

<https://www.city.itabashi.tokyo.jp/tetsuduk i/sumai/soudan/jigyousha/index.html>



- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 手すりの取付工事 ② 段差の解消工事 ③ 滑りの防止のための床材の変更等工事 ④ 進入防止フェンスの設置工事 ⑤ コンセント位置の移動、シャッター付コンセントの設置工事 ⑥ 引き残しの確保のための扉の取替等工事 ⑦ 柱、壁、造り付け家具等の面取り加工等工事 ⑧ ドアストッパー等の設置工事 ⑨ 指はさみ防止のための折戸取替等工事 ⑩ 浴室扉の鍵の設置等工事 ⑪ 人感センサー付玄関照明設置工事 ⑫ 足元灯等の設置工事 | <ul style="list-style-type: none"> ⑬ 火傷防止用カバー付き水栓、サーモスタット式水栓等の設置工事 ⑭ チャイルドロックや立消え防止等の安全装置付調理機の設置工事 ⑮ 子どもの様子を把握しやすい対面形式キッチンの設置等工事 ⑯ 和式トイレの洋式化工事 ⑰ 浴槽の取替工事(跨ぎの低い浴槽へ取替) ⑱ 間取り変更工事(子どもの様子を把握しやすい間取りへの変更、子ども部屋の増設など) ⑲ 造り付け家具設置工事(収納、棚の増設等) ⑳ 遮音性、防音性が向上する床材、壁材への取替工事 |
|---|--|



注意事項等

●既存の設備を交換する工事について

既設の設備を劣化等により交換する工事は、事業の目的である子育て世帯の居住環境の向上及び子どもの安全配慮に資するリフォームとは異なるため、助成の対象外となります。

ただし、既存の設備が子どもの安全に配慮されていない仕様であり、子どもの安全配慮に資する設備へ交換する場合は、助成対象となります。

既存の設備が既に子どもの安全配慮に資する仕様であるか否かについては、リフォーム実施計画書(第3号様式)や工事着手前の現場写真により審査し、必要に応じて見積事業者(リフォーム登録事業者)から意見をお聞きして、総合的に判断させていただきます。

【例】 ※いずれも、子どもの安全配慮に資することを目的とした工事であることが前提となります。

工事内容		助成
滑りの防止のための床材の変更等工事	既存の床材に滑りの防止が施されているものの、経年劣化により滑りやすくなっているため、変更工事を行う。	対象外
	既存の床材に滑りの防止が施されておらず、劣化をきっかけに滑りの防止が施された床材に変更する工事を行う。	対象
チャイルドロックや立消え防止等の安全装置付調理機の設置工事	既存のガスコンロが既にチャイルドロック付きで、経年劣化で故障のため交換工事を行う。	対象外
	既存のガスコンロにチャイルドロックが付いておらず、経年劣化で故障したことをきっかけに、チャイルドロック付のガスコンロに交換する工事を行う。	対象

●複数の工事を一体的に実施する場合

複数の工事を一体的に実施し、その一部が対象工事に該当する場合、対象工事に係る経費のみ助成対象となります。見積書の内訳により、対象となる金額を確認いたします。